

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合庁議等設置規程

平成19年4月1日

訓令第7号

(設置)

第1条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に係る企画及び調整に関する事項を協議するため、庁議及び事務局会議を設置する。

(庁議の協議事項)

第2条 庁議は、広域連合の運営に係る次の重要事項について協議するとともに、広域連合を構成する市町村間の緊密な連絡調整を図るものとする。

- (1) 広域連合行政の基本方針に関する事項
- (2) 後期高齢者医療制度に関する事項
- (3) 新規又は異例に属する重要事項
- (4) 広域連合議会に提案する事項
- (5) 組織及び人事に関する重要事項
- (6) 広域連合長が必要と認める事項
- (7) その他広域連合の運営に関する重要事項

(庁議の構成)

第3条 庁議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長
- (5) 会計室長

(庁議の会議)

第4条 庁議は、広域連合長が必要に応じて招集する。

- 2 庁議は、広域連合長が主宰し、広域連合長が不在のときは、副広域連合長がこれを主宰するものとする。

3 庁議には、必要に応じて関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(事務局会議の協議事項)

第5条 事務局会議は、広域連合の運営に係る次の事項について協議する。

(1) 第2条各号に掲げる事項の企画及び調整に関する事項

(2) 業務の執行計画及び処理状況に関する事項

(事務局会議の構成)

第6条 事務局会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 総務課長

(4) 業務課長

(5) 会計室長

(事務局会議の会議)

第7条 事務局会議は、原則として毎週末に事務局長が招集する。

2 事務局会議は、事務局長が主宰し、事務局長が不在のときは、事務局次長がこれを主宰するものとする。

3 第5条各号に掲げる事項に該当する案件がない場合は、第1項の規定にかかわらず、事務局会議を開かないことができる。

4 第4条第3項の規定は、事務局会議に準用する。

(決定事項の執行)

第8条 庁議及び事務局会議で決定された事項は、速やかに処理しなければならない。

(庶務)

第9条 庁議及び事務局会議に関する庶務は、総務課において行う。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。